

## 実務経験内容及び必要年数

以下のア及びイを両方満たしていること

ア 下表による実務経験を満たしていること

イ アのうち、下表の下線部を除いた期間が3年以上あること（障害児・者、児童分野の施設での相談支援業務又は直接支援業務の経験が3年以上あること）

業務範囲	具体的な対象施設・事業	年数	
<b>障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務</b>	<b>相談支援業務（※①）</b>	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ii 児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター iii 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、 <u>救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</u> iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター v 学校（大学を除く） vi 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 （3）児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者 （4）i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	5年以上
	<b>直接支援業務（※②）</b>	a 障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床（療養病床関係病室）</u> b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 d <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）</u> e 学校（大学を除く）	8年以上
	<b>該当者資格</b>	上記 a から e の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 （3）児童指導員任用資格者 （4）保育士 （5）精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
	<b>資格</b>	国家資格等（※③）に係る業務に従事した期間が通算5年以上の者で、上記の相談支援業務及び直接支援業務に従事する者	3年以上

※① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事

その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援及びその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※③ **国家資格等**

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士

(注) **実務経験及び日数換算について**

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。